

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第5項および第18条第8項の規定にもとづき届出を行なった託送供給等約款(2019年10月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ(料金)に定める料金率、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)および68(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額ならびに別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(料金)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消 費 税 等 相 当 額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	33.11	3.01
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	66.22	6.02
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	132.44	12.04
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	198.67	18.06
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	331.11	30.10
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	331.11	30.10
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	98.90	8.99

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	197.80	17.98
100ボルトアンペアをこえ る 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	197.80	17.98
電灯標準接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サービ ス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつ き最初の接続送電サービ ス契約電力6キロワット まで	198.00	18.00
上記をこえる接続送電サ ービス契約電力1キロワ ットにつき	66.00	6.00
19（接続送電サービス）（2） イ（ロ）により接続送電サービ ス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつ き最初の接続送電サービ ス契約容量6キロボルト アンペアまで	165.00	15.00
上記をこえる接続送電サ ービス契約容量1キロボ ルトアンペアにつき	55.00	5.00
電力量料金		
1キロワット時につき	8.03	0.73
電灯時間帯別接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サービ ス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつ き最初の接続送電サービ ス契約電力6キロワット まで	198.00	18.00
上記をこえる接続送電サ ービス契約電力1キロワ ットにつき	66.00	6.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
19（接続送電サービス）（2） イ（ロ）により接続送電サービス 契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつ き最初の接続送電サー ビス契約容量6キロボ ルトアンペアまで	165.00	15.00
上記をこえる接続送電サ ービス契約容量1キロボ ルトアンペアにつき	55.00	5.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.70	0.79
夜間時間		
1キロワット時につき	7.23	0.66
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.28	1.03
動力標準接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サー ビス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	429.00	39.00
19（接続送電サービス）（2） イ（ハ）により接続送電サー ビス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	352.00	32.00
電力量料金		
1キロワット時につき	5.09	0.46
動力時間帯別接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サー ビス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	429.00	39.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
19 (接続送電サービス) (2) イ(ハ)により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	352.00	32.00
電力量料金 昼間時間 1キロワット時につき	5.49	0.50
夜間時間 1キロワット時につき	4.61	0.42
動力従量接続送電サービス 1キロワット時につき	12.12	1.10
高圧標準接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	517.00	47.00
電力量料金 1キロワット時につき	2.59	0.24
高圧時間帯別接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	517.00	47.00
電力量料金 昼間時間 1キロワット時につき	2.81	0.26
夜間時間 1キロワット時につき	2.28	0.21
高圧従量接続送電サービス 1キロワット時につき	11.06	1.01
特別高圧標準接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	407.00	37.00
電力量料金 1キロワット時につき	1.20	0.11
特別高圧時間帯別接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	407.00	37.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.28	0.12
夜間時間		
1キロワット時につき	1.11	0.10
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	7.88	0.72
1年間を通じての最大需要電力等 が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワット につき		
高圧で供給する場合	308.00	28.00
特別高圧で供給する場合	242.00	22.00
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	2.94	0.27
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	5.87	0.53
総容量が100ボルトアンペ アをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	5.87	0.53
総容量が500ボルトアンペ アをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	58.71	5.34
総容量が1キロボルトアン ペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	58.71	5.34
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電 力1キロワット1日につき	74.60	6.78

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力		
1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	75.90	6.90
特別高圧で供給する場合	73.70	6.70
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力		
1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	148.50	13.50
特別高圧で供給する場合	113.30	10.30

(2) 65(受電地点への供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
発電設備からの出力により,当社配電 用変電所バンクにおいて逆潮流が生 じるおそれのある場合で,これに係る 措置として当社が新たに供給設備を 施設するときの工事費負担金		
新増加契約受電電力1キロワット につき	2,970.00	270.00

(3) 68(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
低圧または高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	26,840.00	2,440.00
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約		
電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまた は30,000ボルトで供給する 場合	561.00	51.00

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
標準電圧70,000ボルトで供給する場合	165.00	15.00
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約 電力1キロワットにつき 標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルトで供給する 場合	627.00	57.00
標準電圧70,000ボルトで供給する場合	418.00	38.00
当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500.00	500.00

(4) 別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
近接性評価割引単価 1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.72	0.07
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	0.42	0.04
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	0.21	0.02